

市第116号議案 横浜市手数料条例の一部改正消防局関係部分

1 趣旨

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の改正（令和6年4月1日施行）に伴い、「横浜市手数料条例」（以下「手数料条例」といいます。）の「消防法の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請手数料」及び「高圧ガス保安法の規定に基づく高圧ガスの製造の許可申請手数料」について改正します。

2 消防法に係る改正内容（手数料条例第2条第153号ヌ）

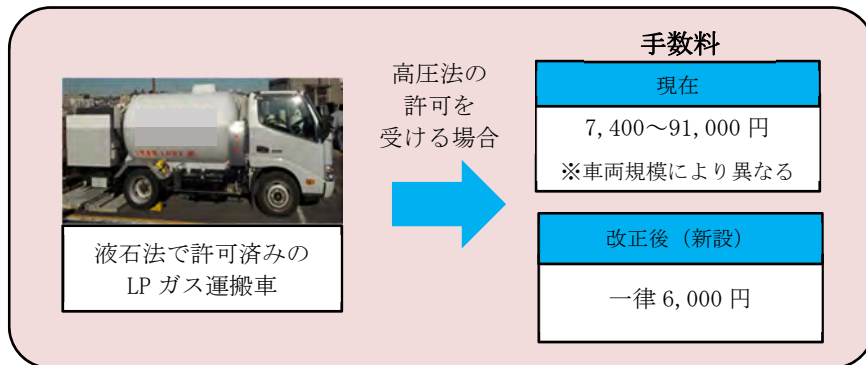
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請手数料を危険物の貯蔵最大数量に応じて値上げするものです。

（例）危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の場合

改正前 1,180,000円 → 改正後 1,450,000円

3 高圧ガス保安法に係る改正内容（手数料条例第2条第171号ウの新設）

既に「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液石法」といいます。）の許可を受けた移動式製造設備（以下「LPガス運搬車」といいます。）に対する「高圧ガス保安法」（以下「高圧法」といいます。）の許可申請手数料を一律6,000円にするものです。また、これに伴う所要の整備も併せて行います。



4 施行日

令和6年4月1日を施行日とします。

【参考】浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請手数料

貯蔵最大数量	手数料	
	現行	改正案
1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満	1,180,000 円	1,450,000 円
5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満	1,410,000 円	1,720,000 円
10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満	1,590,000 円	1,920,000 円
50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満	1,950,000 円	2,360,000 円
100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満	2,270,000 円	2,740,000 円
200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満	4,550,000 円	5,640,000 円
300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満	5,820,000 円	7,240,000 円
400,000 キロリットル以上	7,070,000 円	8,790,000 円